

宝くじ付定期預金景品規定

本規定の各条項を承諾の上、宝くじ付定期預金(以下「この預金」といいます。)を申し込みいただいたお客様には、本規定により景品として当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)を贈呈いたします。

第1条(宝くじの割当)

贈呈する宝くじは当行がお客様へ割当を行うことで確定し、お客様は宝くじの番号を指定することは出来ません。

第2条(宝くじの贈呈方法)

お客様への割当が確定した宝くじの現物は、お客様に代わり当行が お預り(保護預り)し、宝くじの現物は交付いたしません。お客様へは宝くじの現物に替えて、宝くじの番号を通知するメールを送信いたします。

第3条(宝くじの種類、割当頻度、枚数)

景品としてお客様に贈呈する宝くじの種類、割当頻度、枚数は、この預金のお預り入れ金額に応じて、次のとおりとします。

お預り入れ金額		100万円	600万円	1,000万円
贈呈する宝くじの枚数(年間)	サマージャンボ宝くじ	—	20枚	30枚
	年末ジャンボ宝くじ	5枚	20枚	40枚
3年間合計		15枚	120枚	210枚

第4条(変更権)

以下に定める場合、当行は、第3条で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)に替えて、所定の宝くじを購入するために見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の物品を景品とすること、または、第3条で定める宝くじの贈呈枚数を変更することができるものとします。

- ①所定の宝くじが発売されないこととなった場合
- ②所定の宝くじの発売時期が大幅に変更になった場合
- ③所定の宝くじの発売価格が変更になった場合
- ④その他所定の宝くじを、お客様にご提供できない事情が生じた場合

第5条(宝くじの贈呈基準日)

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在でこの預金のお預り入れをされているお客様に贈呈します。

宝くじの種類	基準日
サマージャンボ宝くじ	7月1日
年末ジャンボ宝くじ	11月1日

第6条(宝くじ番号通知メール)

1. 第2条でいう宝くじの番号を通知するメール(以下「宝くじ番号通知メール」といいます。)は、宝くじではありませんので、このメールによる当せん金請求はできません。
2. 宝くじ番号通知メールは、第5条の基準日現在において本定期預金をお預りいただいているごうぎんアプリ・ごうぎんインターネットバンキングまたはDanDanBANKアプリにご登録のメールアドレスに送付します。
3. お客様のメールアドレス等の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法で当行に変更の届出をしなかった等、お客様の責めに帰すべき事由により宝くじ番号通知メールが到達しなかった場合は、通常到着すべき日に宝くじ番号通知メールは到着したものとみなし、当行は責任を負わないと共に、宝くじ番号通知メールの再送信はいたしません。
4. 宝くじ番号通知メールが不着あるいは到着が遅延した場合でも、お客様に対する宝くじの贈呈は成立します。

第7条(宝くじの当せん確認および当せん時の取扱い)

1. 宝くじの当せんの確認は抽せん後に当行が行い、当せん金の請求は、当行がお客様に代わり、宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に行います。
2. 当せん金の請求にあたっては、当行は宝くじの呈示と共に、お客様の氏名および当せん金受取口座として予めお届けいただいている預金口座の口座情報を宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に通知いたします。なお、当せん金受取口座としてお届けいただく預金口座は、本定期預金をお預りいただくごうぎんアプリ・ごうぎんインターネットバンキングまたはDanDanBANKアプリの代表口座となっている普通預金とします。
3. 株式会社みずほ銀行は、宝くじ業務の受託銀行として、前項により通知されたお客様の預金口座に当せん金を振り込むことにより、当せん金のお支払いをいたします。

4. 当せん金額の通知は、当せん金の振込により代えさせていただきます。
5. 当初お届けいただいた当せん金受取口座は、途中で他の預金口座へ変更することはできません。
6. 当せん金の受け取り前に、お客様の都合により当せん金受取口座を解約され、当せん金が振り込めない場合は、お客様が当せん金を受け取る権利を放棄したものとみなし、当初の宝くじの贈呈はなかったものとし、当せん金のお支払いはいたしません。

第8条(宝くじの日記念お楽しみ抽せん(敗者復活戦)の当せん確認および当せん時の取扱い)

1. 抽せんにはずれた宝くじは、抽せん日以降、最初に到来する宝くじの日記念お楽しみ抽せん(敗者復活戦)(以下「くじの日抽せん」といいます。)の日まで、引き続きお客様に代わり当行が お預り(保護預り)いたします。
2. くじの日抽せんの当せんの確認は、抽せん後に当行が行い、景品の請求は、当行がお客様に代わり、宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に行います。
3. 景品の請求にあたっては、当行は宝くじの呈示と共に、お客様の氏名 および抽せん日現在において当行へお届けいただいているお客様の住所を宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に通知いたします。なお、抽せん日とは、毎年9月2日となります。
4. 株式会社みずほ銀行は、宝くじ業務の受託銀行として、前項により通知されたお客様の住所に直接、景品を送付いたします。
5. お客様の住所、氏名等の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法で当行に変更の届出をしなかった等、お客様の責めに帰すべき事由により景品が送付できなかった場合は、お客様が景品を受け取る権利を放棄したものとみなし、当初の宝くじの贈呈はなかったものとし、景品の送付はいたしません。

第9条(はずれくじの処分)

抽せん日およびくじの日抽せんのいずれにもはずれた宝くじ現物は当行が処分します。

第10条(保護預り業務等の委託)

1. 第1条、第2条、第6条2項、第7条1項および2項、第8条1項および2項ならびに3項、第9条に掲げる当行の業務は、株式会社みずほ銀行へ委託することとします。
2. 前項に関連し、これに必要な範囲で、お客様の住所、氏名、口座番号、当せん情報等の個人情報を、当行および株式会社みずほ銀行が相互に利用することとします。

第11条(譲渡・買入の無効)

お客様は、割当をうけた宝くじおよび当該宝くじに関して当行および株式会社みずほ銀行に対して有する権利を第三者に譲渡し、または担保差入することはできません。

第12条(その他)

1. この預金の短期間でのお預り入れ、解約の繰り返し等、取引の公平性を害するおそれがあると当行が判断する場合、宝くじの贈呈を中止させていただきます。
2. 本規定に定めのない事項について問題が生じたときには、当行が適切と判断した方法により、適宜対応できるものとします。

第13条(規定等の変更)

1. 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

2025年3月3日現在
預 787 (2025.3 制)

